

下田市行事カレンダー（10月21日～11月19日）

各課 問合せ先	〔健〕：市民保健課健康づくり係 ☎22217 〔国〕：市民保健課国保年金係 ☎23922					
	〔市〕：市民保健課市民係 ☎22215 〔観〕：観光交流課 ☎23913					
	〔産〕：産業振興課 ☎23914 〔防〕：防災安全課 ☎364145					
	〔福〕：福祉事務所 ☎22216 〔企〕：企画課 ☎22212					
	〔図〕：市立図書館 ☎20352 〔学〕：学校教育課 ☎233929					
	〔生〕：生涯学習課 ☎235055 〔選〕：選挙管理委員会 ☎22211					
この情報は 10 月 21 日現在のものです、今後変更される場合があります。						
日	月	火	水	木	金	土
10 月の納税 納期は 10 月 31 日（月）					21	22
市県民税3期 国民健康保険税6期 介護保険料4期 後期高齢者医療保険料3期 「納税は便利な口座振替で」「口座振替は残高確認を！」					1歳6か月児健診 〔健〕	
23 ふれあい広場〔福〕	24	25	26 市民相談〔市〕 人権相談〔福〕	27	28	29
30	31	11/1	2 全国瞬時警報システム一斉伝達訓練	3 文化の日	4 広報 11 月号発行 〔企〕	5 これば!〔福〕 音で遊ぼう
6	7	8 2歳児健診〔健〕 2歳児半健診	9 市民相談〔市〕 法律相談	10 年金相談〔国〕	11	12 マイナンバーカード 窓口開設〔市〕
13	14	15	16 人権相談〔福〕	17	18 かいらん 11 月号発行 〔企〕	19

マイナポイントの申込みは、マイナンバーカードの読取りに対応したスマートフォン又はICカードリーダーをお持ちの方はご自宅のパソコンから手続できます。対応スマートフォンやICカードリーダーをお持ちでない方は、市役所内にて職員がサポートしながら申込みしていただくことが可能です。

マイナポイントの申込対象者は、12月末までにマイナンバーカードの交付申請を行った方です。

令和5年2月末までにマイナポイントの申込みをした上で、①キャッシュレス決済サービスのご利用（買い物・チャージ）、②健康保険証としての利用申込み、③公金受取口座の登録をすることで、最大2万円分の「マイナポイント」を取得することができます。

マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が9月末から12月末に延長されました



問合せ先
環境対策課（清掃センター内）
☎226686

5年以下の懲役若しくは1000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金またはその両方

市内リサイクルステーションに業務用ガラスを大量に廃棄し、住民に迷惑をかける事例が多発しています。

業務用ガラスは産業廃棄物なのでリサイクルステーションに捨てることはできません。定められた処理方法を守らず、違法に廃棄物を捨てる行為は不法投棄という犯罪に該当します。このような行為が住環境の汚染につながるため、適切な処理をお願いします。

不法投棄をした者には次の罰則が科せられます。

リサイクルステーションの不法投棄について

問合せ先
マイナポイントについて
総務課情報推進係
☎223921
マイナンバーカードについて
市民保健課市民係
（窓口②）☎22215